# 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について

## 1 概要

中央防災会議 防災対策実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」において、平成 30 年 7 月豪雨を教訓とし、避難対策の強化について検討され、昨年 12 月に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」がとりまとめられた。

この報告の内容を踏まえ、国は地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考となる「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を行った。これに伴い、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令の運用、周知等を進める。

### 2 変更点

- (1) 災害発生情報の発令
- (2) 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達(洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる。)

### 3 警戒レベル

区民等がとるべき行動を5段階(警戒レベル5が最も危険度が高)に分け、情報と行動の対応 を明確化し、出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、区民の主体的な避 難を支援する。(別紙1)。

### 4 避難勧告等の伝達文例

現行	改正後
・緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。	・緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
・こちらは文京区役所です。	緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
・神田川に氾濫危険情報が発表されたた	・こちらは文京区役所です。
め、○時○分に○○地区に神田川に関す	・ 〇時〇分に〇〇地区に神田川に関する警戒レベル
る避難勧告を発令しました。	<u>4</u> 、避難勧告を発令しました。
・○○地区の方は、直ちに避難行動をとっ	・神田川が氾濫するおそれのある水位に到達しまし
てください。外が危険な場合や停電等で	<u>た</u> 。
外の状況が確認できない場合は、屋内の	・○○地区の方は、直ちに避難行動をとってくださ
高い所に避難してください。	い。外が危険な場合や停電等で外の状況が確認で
	きない場合は、屋内の高い所に避難してください。

### 5 区民等への周知

区報、区ホームページ、避難所総合訓練、防災フェスタ、地域での訓練等で周知

#### 6 本区の対応

- (1) 警戒レベルを用いた運用(水害・土砂災害対策実施要領の修正)
- (2) ハザードマップ、防災パンフレット、地域防災計画等の修正

危険	警戒レベル	区民がとるべき行動	区民に行動を促す情報
度			避難情報等
高	警戒	既に災害が発生している状況であり、命	災害発生情報※
1	レベル 5	を守るための最善の行動をする。	※災害が実際に発生していることを把
			握した場合に、可能な範囲で発令
	警戒	・避難所への立退き避難を基本とする避	避難勧告
	レベル4	難行動をとる。	避難指示(緊急)※
		・災害が発生するおそれが極めて高い状	※地域の状況に応じて緊急的又は重ね
		況等で、避難所への立退き避難はかえっ	て避難を促す場合等に発令
		て命に危険を及ぼしかねないと自ら判断	
		する場合には、近隣の安全な場所への避	
		難や建物内のより安全な部屋への移動等	
		の緊急の避難をする。	
	警戒	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者	避難準備・高齢者等避難開始
	レベル3	は立退き避難する。その他の人は立退き	
		避難の準備をし、自発的に避難する。	
	警戒	ハザードマップ等により災害リスク、避	洪水注意報
	レベル2	難場所や避難経路、避難のタイミング等	大雨注意報
		の再確認、避難情報の把握手段の再確	
		認・注意など、避難に備え自らの避難行	
		動を確認する。	
	警戒	防災気象情報等の最新情報に注意するな	警報級の可能性
	レベル1	ど、災害への心構えを高める。	

区民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報	
洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災
	害)
氾濫危険情報	・土砂災害警戒情報
	・土砂災害に関するメッ
	シュ情報(非常に危険)
	・土砂災害に関するメッ
	シュ情報(極めて危険)
氾濫警戒情報	· 大雨警報(土砂災害)
	・土砂災害に関するメッ
	シュ情報(警戒)
氾濫注意情報	・土砂災害に関するメッ
	シュ情報(注意)